

あん摩・マッサージの施術料金の算定方法

あん摩・マッサージ師の施術にかかる費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 施 術

- (1) マッサージを行った場合 1局所につき 340円
- (2) 温電法を併施した場合 1回につき 110円加算
- (3) 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき 790円

注(1) マッサージの「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。

- (2) 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には、150円とするものである。
- (3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期限は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

2 往 療

患者1人1回につき2,300円

- (1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。
- (2) 2戸以上の患者に対して引き続き往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
- (3) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に支給できること。
- (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 300円

注 施術報告書交付料を支給する施術給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 実施上の留意事項

施術料金の算定、その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

あん摩・マッサージの施術料金の算定方法

あん摩・マッサージ師の施術にかかる費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 施 術

- (1) マッサージを行った場合 1局所につき 340円
- (2) 温電法を併施した場合 1回につき 80円加算
- (3) 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき 780円

注(1) マッサージの「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。

- (2) 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には、110円とするものである。
- (3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期限は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

2 往 療

患者1人1回につき2,300円

- (1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。
- (2) 2戸以上の患者に対して引き続き往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
- (3) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に支給できること。
- (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 300円

注 施術報告書交付料を支給する施術給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

別紙第4号の3

柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術にかかる費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 初検、往療及び再検

| | |
|----------|---------|
| 初検料 | 1,520 円 |
| 初検時相談支援料 | 50 円 |
| 往療料 | 1,860 円 |
| 再検料 | 410 円 |

- 注(1) 当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は3,120円とする。
- (2) 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。
- (3) 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,400円を加算する。
- (4) 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注(3)による加算金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
- (5) 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
- (6) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (7) 往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患者に赴いて施術を行った場合には算定できないこと。
- (8) 再検料の算定は、初回後療日に限る。

別紙第4号の3

柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術にかかる費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 初検、往療及び再検

| | |
|----------|---------|
| 初検料 | 1,460 円 |
| 初検時相談支援料 | 50 円 |
| 往療料 | 1,860 円 |
| 再検料 | 400 円 |

- 注(1) 当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は3,120円とする。
- (2) 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。
- (3) 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,400円を加算する。
- (4) 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注(3)による加算金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
- (5) 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
- (6) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (7) 往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患者に赴いて施術を行った場合には算定できないこと。
- (8) 再検料の算定は、初回後療日に限る。

2 骨折

| 骨 | 折 | 整復料 | 後療料 |
|---|-----------------|----------|---------|
| 1 | 鎖骨 | 5,400 円 | } 820 円 |
| 2 | 肋骨 | 5,400 円 | |
| 3 | 上腕骨 | 11,700 円 | |
| 4 | 前腕骨 | 11,700 円 | |
| 5 | 大腿骨 | 11,700 円 | |
| 6 | 小腿骨 | 11,700 円 | |
| 7 | 手根骨・足根骨 | 5,400 円 | |
| 8 | 中手骨、中足骨、指(手・足)骨 | 5,400 円 | |

注(1) 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。

(2) 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1,090円とする。

3 不全骨折

| 不全骨折 | 固定料 | 後療料 |
|------------------------------|---------|---------|
| 1 鎖骨、胸骨、肋骨 | 4,000 円 | } 690 円 |
| 2 骨盤 | 9,400 円 | |
| 3 上腕骨、前腕骨 | 7,200 円 | |
| 4 大腿骨 | 9,400 円 | |
| 5 小腿骨 | 7,200 円 | |
| 6 膝蓋骨 | 7,200 円 | |
| 7 手根骨・足根骨・中手骨 中足骨・指(手・足)骨 | 3,800 円 | |

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。

2 骨折

| 骨 | 折 | 整復料 | 後療料 |
|---|-----------------|----------|---------|
| 1 | 鎖骨 | 5,200 円 | } 810 円 |
| 2 | 肋骨 | 5,200 円 | |
| 3 | 上腕骨 | 11,500 円 | |
| 4 | 前腕骨 | 11,500 円 | |
| 5 | 大腿骨 | 11,500 円 | |
| 6 | 小腿骨 | 11,500 円 | |
| 7 | 手根骨・足根骨 | 5,200 円 | |
| 8 | 中手骨、中足骨、指(手・足)骨 | 5,200 円 | |

注(1) 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。

(2) 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1,090円とする。

3 不全骨折

| 不全骨折 | 固定料 | 後療料 |
|------------------------------|---------|---------|
| 1 鎖骨、胸骨、肋骨 | 3,800 円 | } 680 円 |
| 2 骨盤 | 9,200 円 | |
| 3 上腕骨、前腕骨 | 7,000 円 | |
| 4 大腿骨 | 9,200 円 | |
| 5 小腿骨 | 7,000 円 | |
| 6 膝蓋骨 | 7,000 円 | |
| 7 手根骨・足根骨・中手骨 中足骨・指(手・足)骨 | 3,600 円 | |

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。

2019年10月1日から

4 脱 臼

| 脱 臼 | | | 整 復 料 | 後 療 料 |
|-----|------------------|-----|---------|---------|
| 1 | 顎 | 関 節 | 2,500 円 | } 690 円 |
| 2 | 肩 | 関 節 | 8,100 円 | |
| 3 | 肘 | 関 節 | 3,800 円 | |
| 4 | 股 | 関 節 | 9,200 円 | |
| 5 | 膝 | 関 節 | 3,800 円 | |
| 6 | 手関節、足関節、指（手・足）関節 | | 3,800 円 | |

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

5 打撲及び捻挫

| 打 撲 及 び 捻 挫 | 施 療 料 | 後 療 料 |
|-------------|---------|---------|
| 1 打 撲 | } 760 円 | } 505 円 |
| 2 捻 挫 | | |

注(1) 不全脱臼は捻挫の部に準ずる。

(2) 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

(打撲の場合)

頭部、顔面部、頸部、胸部、背部（肩部を含む）、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰臀部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部

(捻挫の場合)

頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節

備考

- 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合には、1回につき75円を、また施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には電療料として、1回につき30円を加算する。但し、いずれの場合であっても、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間については、当該加算を行わないものとする。
- 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき85円を加算する。

2019年9月30日まで

4 脱 臼

| 脱 臼 | | | 整 復 料 | 後 療 料 |
|-----|------------------|-----|---------|---------|
| 1 | 顎 | 関 節 | 2,300 円 | } 680 円 |
| 2 | 肩 | 関 節 | 7,900 円 | |
| 3 | 肘 | 関 節 | 3,600 円 | |
| 4 | 股 | 関 節 | 9,000 円 | |
| 5 | 膝 | 関 節 | 3,600 円 | |
| 6 | 手関節、足関節、指（手・足）関節 | | 3,600 円 | |

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

5 打撲及び捻挫

| 打 撲 及 び 捻 挫 | 施 療 料 | 後 療 料 |
|-------------|---------|---------|
| 1 打 撲 | } 760 円 | } 505 円 |
| 2 捻 挫 | | |

注(1) 不全脱臼は捻挫の部に準ずる。

(2) 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

(打撲の場合)

頭部、顔面部、頸部、胸部、背部（肩部を含む）、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰臀部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部

(捻挫の場合)

頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節

備考

- 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合には、1回につき75円を、また施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には電療料として、1回につき30円を加算する。但し、いずれの場合であっても、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間については、当該加算を行わないものとする。
- 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき85円を加算する。

2019年10月1日から

- 3 施術部位が3部位以上の場合、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
- 4 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。
- 5 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3及び備考4による方法に代えて、あらかじめ都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。
- 6 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に1,000円を加算する。
なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に1,000円を加算できることとする。
- 7 骨折、不全骨折または脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。
(1) 負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。
(2) 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できる。
(3) 部位、回数に関係なく1日320円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。
- 8 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、指定医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。

実施上の留意事項

施術料金の算定、その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

2019年9月30日まで

- 3 施術部位が3部位以上の場合、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
- 4 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。
- 5 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3及び備考4による方法に代えて、あらかじめ都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。
- 6 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に950円を加算する。
なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に950円を加算できることとする。
- 7 骨折、不全骨折または脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。
(1) 負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。
(2) 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できる。
(3) 部位、回数に関係なく1日310円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。
- 8 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、指定医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。

実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施 術

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,710円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,760円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 1,540円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 1,590円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

2 往 療

患者1人1回につき2,300円

注(1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

- (2) 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
- (3) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に支給できること。
- (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 300円

注 施術報告書交付料を支給する施術給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 実施上の留意事項

施術料金の算定、その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施 術

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,610円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,660円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 1,540円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 1,580円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

2 往 療

患者1人1回につき2,300円

注(1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

- (2) 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
- (3) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に支給できること。
- (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 300円

注 施術報告書交付料を支給する施術給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。